

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 歴史的建造物の選定……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

● 東京都告示第五十六号
東京都景観条例(平成十八年東京都条例第三百三十六号)
第二十二條第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物を次のとおり選定する。

令和元年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

名称

日光橋

構造及び規模

れんがアーチ及び鉄筋コンクリートアーチ橋、橋長約十六メートル、幅員九・二メートル

所在地

福生市大字熊川五千四番地

東京都告示第五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二條第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二條第一項第五号の規定による道路	平成三十一年四月二十二日	あきる野市草花字西ヶ谷戸千七百五十七番九	延長 三三・一一
----------------------	--------------	----------------------	-------------

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年五月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市今井二丁目千七百十七番三、千七百十八番一及び千七百二十番二
練馬区石神井町二丁目二十六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

日野市多摩平三丁目四番八

立川市泉町九百三十五番地の二十八
大和ハウス工業株式会社
支配人 八友 明彦

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年五月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

多摩市大字和田字二十一号千九百二番六の一部、同番七並びに千九百五番三及び千九百九番二の各一部、同番三、千九百一十一番一並びに千九百一十二番五
多摩市和田千九百一十一番地
高橋 光一

小平市仲町四百六番一及び同番九
東村山市廻田町三丁目二番地六
株式会社森林木材秋山工務店
代表取締役 秋山 卓也

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ロイヤルホームセンター南千住

二 店舗所在地 荒川区南千住四丁目一番四号

三 設置者名 JA三井リース建物株式会社

四 意見

ア 聴取者 荒川区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十一年四月二十四日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和元年五月二十四日から同年六月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価

本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三三三八二二五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

